

次世代育成に関する休暇・休業制度、勤務時間制度 概要

※令和3年4月1日現在の制度概要です。別途、利用にあたっては要件がある場合があります。

結婚・妊娠等にかかる休暇制度

休暇制度	男性	女性	概要
結婚休暇	○	○	7日以内
妊婦の通勤緩和	—	○	1時間／日以内
妊娠障害休暇	—	○	14日以内
保健指導または健康診査	—	○	必要に応じて取得可能

出産（産前・産後）等にかかる休暇制度

休暇制度	男性	女性	概要
産前産後休暇	—	○	産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間） 産後8週間
男性の育児参加休暇	○	—	妻の「産前産後休暇期間内」の期間内で5日以内 （第1子の場合は、産後のみ）

育児等の休暇・休業制度

休暇制度	男性	女性	概要
育児休業	○	○	子が3歳になるまでの期間（無給）
部分休業	○	○	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で1日2時間以内（無給）
育児時間	○	○	子が1年9月になるまでの期間で1日2回各45分以内
学校等行事休暇	○	○	高校を卒業するまでの子1人につき年1日

育児から就学前までの勤務時間制度（いずれも、職員からの請求による。）

勤務時間制度	男性	女性	対象職員と概要
早出遅出勤務	○	○	就学前の子がある職員または学童保育に迎えに赴く職員
時間外勤務の免除	○	○	3歳に満たない子のある職員
深夜勤務・時間外勤務の制限	○	○	就学前の子がある職員
育児短時間制度	○	○	就学前の子がある職員（無給）、勤務形態は5種類

看護・介護休業制度

休暇制度	男性	女性	概要
家族看護休暇	○	○	4日の以内 ※ただし、中学校就学前の子が1人の場合は年4日 (その子が2人以上の場合は8日)を加えた日数
介護休暇	○	○	配偶者、父母、子、祖父母等の介護をする場合、3回 以下かつ合計6カ月以内(無給)
介護時間	○	○	配偶者、父母、子、祖父母等の介護をする場合で、3 年以内において1日2時間以内(無給)